# 第4章

生活衛生課

生活衛生課は、医薬指導担当、環境衛生担当、食品衛生担当及び庶務・動物衛生担当で組織され、市民の日常生活に密接に関連する医事・薬事、環境衛生、食品衛生、保健栄養並びに狂犬病予防及び動物の愛護・管理等に係る各種の事業を実施した。

## 1 医事•薬事

#### (1)医療機関等の許可・監視指導

診療所、施術所等医療関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。 一般診療所・歯科診療所への立入調査を71件実施し、そのうち、診療用エックス線装置の監視指導は、14件実施した。 また、衛生検査所の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導も行っており、6件の立入調査を実施した。

#### (2)薬局等の許可・監視指導

薬局、医薬品販売業等薬事関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。 また、医薬品等一斉監視指導を1回及び医療機器一斉監視指導を1回実施すると同時に、医薬品2品目、化粧品2品目及び医療機器1品目を収去し、東京都健康安全研究センターで承認規格試験等を行った。

#### (3)毒物劇物販売業者等の許可・監視指導

毒物劇物販売業の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。 また、6月には農薬等の一斉指導、10月にはシアン・トルエン一斉監視指導を実施し、毒物劇物販売業者に加え、毒物劇物 を業務上使用している工場、学校等に対して毒物劇物の保管管理についての指導を行い、毒物劇物による保健衛生上の 危害の防止に努めている。

#### (4)医療資格者の免許事務

医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの免許の申請受付及び交付を行っている。

#### (5)家庭用品対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、健康被害防止のために繊維製品・洗剤等31検体を販売店から購入し、行政試験を行った。試験結果はすべて適合であった。

# (6)救急医療機関

医療機関から、救急業務に関し協力する旨の申し出があった場合の届出書類の受理及び実地調査等を行っている。令和6年度(2024年度)に救急業務に関し協力する旨の申し出があって、告示のあった医療機関は2施設であった。

#### (7)年末届関係

医療及び公衆衛生の基礎資料を得ることを目的として、医師等の医療資格者は12月末現在における業務の種別等について、隔年毎に届出をすることになっており、保健所では、医療機関等へ届出書類を発送するとともにそれらを受理(回収)し、医師・歯科医師・薬剤師は東京都を経由して厚生労働省へ、その他の医療資格は東京都へ進達している。なお、令和4年度からインターネットによるオンライン届出も一部可能となっている。

# 医事薬事関係施設数及び監視指導件数(表1-1)

					施設数						
		業績		4年度末	5年度末	6年度末	新規	廃止	更新	諸届	監視指導
病院	ž			35	35	34	0	1	-	71	2
一般	診療所			388	388	391	18	15	_	272	44
			有床	19	18	18	0	0	-	21	1
			無床	369	370	373	18	15	_	251	43
歯科	診療所			281	279	279	13	13	_	161	27
			有床	0	0	0	0	0	_	0	0
			無床	281	279	279	13	13	_	161	27
助産	手所			25	26	29	4	1	-	6	0
		有床	2	2	2	0	0	-	0	0	
	無床				24	27	4	1	-	6	0
衛生	検査所			9	7	5	0	2	-	10	6
施術	あん摩マ	ツサージ指属	E、はり、灸	360	362	371	26	17	-	134	26
所	所   柔道整復				159	166	14	7	-	127	16
出張	出張施術業務者				319	324	11	6	-	20	0
医業	医業類似行為				0	0	0	0	-	0	0
歯科	歯科技工所				84	82	1	3	-	8	1
総数	総数				1,659	1,681	87	65	-	809	122
	薬局			238	240	244	14	10	32	1,361	171
	販売業	店舗販売業		104	105	104	3	4	13	492	37
	规范未	卸売販売業		42	39	39	6	6	7	53	23
医薬	薬局製剤	製造販売業		11	10	10	0	0	1	1	0
品品	薬局製剤	製造業		11	10	10	0	0	1	1	0
	麻薬小売	業者		185	187	193	11	5	39	642	108
	向精神薬	<b>葵販売業者</b>		280	279	283	-	-	-	1	194
	覚醒剤原	科取扱薬局	;	238	240	244	-	-	-	29	171
高度	<b>E</b> 管理医療	聚機器販売業	・貸与業	180	178	186	20	12	21	177	71
		聚機器販売業		131	130	125	3	8	14	106	111
		療機器貸与業		0	0	0	0	0	0	0	0
管理	医療機器	器販売業・貸-	与業	474	474	478	28	24	-	17	87
管理	医療機器	器販売業		860	883	893	36	26	-	92	87
管理	医療機器	<b>肾</b>		3	4	6	2	0	-	3	0
	性品販売業			384	384	387	23	20	-	-	0
医薬	部外品則	T		384	384	387	23	20	-	-	0
		一般販売業		148	142	135	3	10	26	76	48
	販売業			5	4	4	0	0	1	2	2
毒		農業用品目		5	5	5	0	0	0	2	5
物			電気メッキ業	1	1	1	0	0	-	0	1
劇物	業務上	届出	金属熱処理業	0	0	0	0	0	-	0	0
120	取扱者		運送業	0	0	0	0	0	-	0	0
		非届出	工場·研究所	60	60	59	-	1	_	_	4
			学校	142	142	142	-	-	-	-	0
	総数			3,886	3,901	3,935	172	146	155	3,055	1,120

# 医療従事者免許受付件数(表1-2)

	区 分		医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	視能訓練士	作業療法士	理学療法士	その他免許
40	4年度	754	24	9	118	35	5	358	53	16	16	2	5	37	75	1
総数	5年度	737	27	8	113	47	2	370	37	16	24	0	4	33	54	2
,,,	6年度	757	32	8	107	36	11	354	42	20	28	0	8	39	72	0
親	f 規	456	18	4	66	11	8	214	10	17	22	0	6	20	60	0
籍訂	「正·書換	259	9	3	38	24	3	121	22	3	5	0	2	17	12	0
再	交付	35	1	0	3	1	0	17	10	0	1	0	0	2	0	0
院 ( a	k 籍 まっ消)	7	4	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
7	の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

# 医療施設従事者年末届出件数(表1-3)

					区分		
年度	総数	医師	歯科医師	薬剤師	歯科衛生士	歯科技工士	准看護師 看護師 助産師 保健師
2	9,904	1,232	428	1,676	498	99	5,971
4	9,052	808	410	1,256	449	100	6,029
6	7,003	1,110	327	1,145	394	69	3,958

<sup>\*</sup>医療行政及び公衆衛生行政の基礎資料を得ることを目的として、2年ごとに調査を行っている。

# 2 薬物乱用防止対策

覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用が若年層を中心に深刻な状況であることから、東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会(以下「薬防協」)の活動を支援する「薬物乱用防止推進サポーター」を活用した啓発を行うなど、市民に対して薬物の危険性等を周知し、薬物乱用の防止対策に努めている。

## (1)薬物乱用防止推進サポーター

市では、市民団体等から推薦された16名を薬物乱用防止推進サポーターとして登録し、薬防協指導員の薬物乱用防止 教育や啓発活動を支援するとともに、それぞれの地域における啓発活動を強化し、多くの市民に薬物乱用の恐ろしさを訴 えた。

## 薬物乱用防止推進サポーターの主な活動(表2-1)

啓発活動等	活動内容
健康フェスタ・食育フェスタ	来場者に対し、啓発物資を配布した。
薬物乱用防止ポスター・標語選考会(第一次)	都が主催する薬物乱用防止ポスター・標語事業に関して、八王子地 区協議会作品の第一次選考会を行った。
いちょう祭り	来場者に対し、啓発物資を配布した。

## (2)その他の啓発活動

薬物乱用防止ポスター・標語事業の入賞作品をカレンダーとして作成し、市内小中学校・施設等に配付した。また、八王子駅南口総合事務所内にて入賞作品の作品展を開催し、市民に対して薬物乱用防止意識の啓発を図った。







# 3 環境衛生

環境衛生事業は、市民の日常生活に密接な関係をもつ理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許認可及び届出受理を行うとともに、立入検査や科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。また、市民の健康で快適な居住環境を確保するために、住宅の適切な換気やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。

#### (1)施設と監視指導

## 環境衛生関係施設数・新規・廃止・監視指導件数(法令に基づく業種分類)(表3-1)

	MIL 175		施設数		** 10		===	またたロ 「トノ来
	業  種	4年度末	5年度末	6年度末	新規	廃止	諸届	監視指導
	総数	6,109	6,046	6,003	100	143	515	656
	理容所	291	283	277	4	10	40	90
	美容所	805	805	807	39	37	156	208
	クリーニング	272	270	266	3	7	30	14
内	一般	83	82	81	1	2	3	8
訳	取次所	189	188	185	2	5	27	6
	公衆浴場	35	36	37	3	2	21	53
内	普通	2	2	2	0	0	0	4
訳	その他	33	34	35	3	2	21	49
	旅館業	61	58	55	0	3	17	56
	旅館・ホテル	52	50	47	0	3	16	49
内	簡易宿所	9	8	8	0	0	1	7
訳	下宿	0	0	0	0	0	0	0
	季節営業(再掲)	1	0	0	0	0	0	0
	興行場	22	22	23	1	0	16	11
	映画館	9	9	9	0	0	0	0
	多目的利用施設	8	8	9	1	0	10	7
訳	その他	5	5	5	0	0	6	4
	仮設興行場	0	0	0	0	0	0	0
	プール	28	28	27	9	10	23	39
	水道施設	2,785	2,740	2,711	21	50	116	82
	上水道	-	ı	-	-	ı	-	-
	簡易水道	ı	ı	1	-	ı	-	-
内	専用水道	33	30	28	0	2	24	31
訳	簡易専用水道	681	681	673	9	17	34	20
	特定小規模貯水槽水道等	498	480	471	8	17	55	27
	特定外小規模貯水槽水道等	1,573	1,549	1,539	4	14	3	4
	温泉利用施設	10	10	10	0	0	1	8
	墓地等	1,584	1,577	1,568	11	20	4	34
	墓地	1,568	1,561	1,552	11	20	1	33
内訳	納骨堂	15	15	15	0	0	2	0
	火葬場	1	1	1	0	0	1	1
	特定建築物	191	192	192	1	1	85	32
	住宅宿泊事業	25	25	30	8	3	6	29

# 環境衛生関係施設数・届出・廃止・監視指導件数(要綱に基づく施設)(表3-2)

	業  種			施設数		新規	廃止	諸届	監視指導	
	未	任里	4年度末	5年度末	6年度末	利 7元	廃 止	11 /田	监忧拍导	
コ	インオペレーショ	ョンクリーニング	86	93	94	2	1	2	2	
	コインシ	ヤワー	0	0	0	0	0	0	0	
	飲用に供す	る井戸等	556	552	552	0	0	0	0	

# (2)環境衛生関係施設の検査

環境衛生関係施設法令に基づき、下記施設に対し、室内空気や水質検査等を行った。なお、施設の検査では、施設の状況を的確に把握するため、複数のポイントで測定することがある。ここでいう検査数とは、各測定ポイントのことである。

## 理容所・美容所の空気検査等(表3-3)

	CITI XIIII XIXIXII (XC C)												
業種	年度	検 査	適合	不適合	検査数	検査数中		項目別不適合数 (延べ数)					
未但	<b>平</b> 皮	施設数	施設数	施設数	火且奴	適合	不適合	照度	炭酸ガス				
	4	81	80	1	81	80	1	0	1				
理容所	5	81	76	5	82	77	5	1	4				
	6	76	76	0	76	76	0	0	0				
	4	251	242	9	251	242	9	8	1				
美容所	5	182	181	1	182	181	1	1	0				
	6	103	102	1	104	103	1	1	0				
,						基	準	100Lux以上	0.5%以下				

# クリーニング所の溶剤検査(テトラクロロエチレン)(表3-4)

			17 12 17									
			空気	検査					水質検	查		
年度	検 査	適合	不適合	検査数	検査数中		検 査	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査	数中
	施設数	施設数	施設数	快且奴	適合	不適合	施設数	施設数	施設数	快且奴	適合	不適合
4	7	6	1	12	11	1	1	0	1	1	0	1
5	8	8	0	15	15	0	1	1	0	1	1	0
6	6	5	1	13	12	1	0	0	0	0	0	0
	基 準 25ppm以下						基 準 0.1mg/L以下				/L以下	

# 公衆浴場の水質検査等(表3-5)

	以为1.00mm(人)													
		-	'帝 厶	不治人		検査	数中		Ŋ	頁目別不適位	合数(延べ	数)		
業種	年度	検 査施設数	適合 施設数	不適合 施設数	検査数	適合	不適合	濁度	過マンガン酸 カリウム消費量	大腸菌群	照度	レジオネラ 属菌	遊離残留 塩素	
	4	4	3	1	24	22	2	0	0	0	1	1	0	
普 通	5	2	1	1	20	19	1	0	0	0	1	0	0	
	6	4	2	2	24	22	2	0	0	0	1	1	0	
	4	31	23	8	146	128	18	0	0	1	13	1	3	
その他	5	34	23	11	151	125	26	0	2	0	18	3	5	
	6	41	29	12	176	154	22	0	1	0	11	6	4	
						基	準	5度以下	25mg/ℓ以下	1個/mℓ 以下	20Lux 以上	検出され ないこと	0.4mg/L 以上	

# 宿泊施設の浴槽水の水質検査(表3-6)

年度	検 査	適合	不適合	検査数	適合	不適合	不適数(延べ数)
+ 皮	施設数	施設数	施設数	快且奴	凹凹	小順口	レジオネラ属菌
4	2	2	0	6	6	0	0
5	2	2	0	7	7	0	0
6	2	2	0	7	7	0	0
					基	準	検出されないこと

# 興行場の空気検査等(表3-7)

年度	検 査	適合	不適合	検査数	検査	数中		項目別不適合	合数(延べ数)	
十戌	施設数	施設数	施設数	快且奴	適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉じん量	照度
4	8	8	0	16	16	0	0	0	0	0
5	10	10	0	20	20	0	0	0	0	0
6	8	8	0	16	16	0	0	0	0	0
					基準		0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/㎡以下	*

<sup>\*</sup>場内において、映写中または演技中は0.2Lux以上、休憩中は20Lux以上。

# プールの水質検査等(表3-8)

	700	//J\>	LIXE	L-77 (;	KJ C	• /									
年	検査	適合施	不適合	検	検査	数中				項目別	不適合数(	延べ数)			
度	施設数	施設数	適合施設数	查数	適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン 酸カリウム 消費量	大腸菌	一般細菌	レジオネラ 属菌	照 度	遊離残 留塩素	炭酸 ガス
4	23	22	1	71	69	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0
5	24	19	5	70	61	9	0	0	2	0	0	1	6	0	0
6	24	18	6	71	62	9	0	0	1	0	4	1	1	5	1
					基	準								0.15% 以下	

# 温泉利用施設の水質検査(表3-9)

年 度	検 査	適合	不適合	検査数	適合	不適合	不適合数(延べ数)
年 度	施設数	施設数	施設数	快宜奴	適合	小週台	レジオネラ属菌
4	7	5	2	10	8	2	2
5	5	5	0	7	7	0	0
6	5	5	0	7	7	0	0
					基	準	検出されないこと

# 特定建築物の空気検査等(表3-10)

年度	検 査	適合	不適合		項目別不適合数(延べ数)									
平戊	施設数	施設数	施設数	温度	相対湿度	気流	浮遊粉じん量	二酸化炭素	一酸化炭素	ホルムアルデヒド				
4	8	1	7	5	12	0	0	1	0	0				
5	8	3	5	1	12	0	0	1	0	0				
6	5	3	2	1	2	0	0	0	0	0				
		管理基準	18℃以上 28℃以下	40~70%	0.5m/秒 以下	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下	1000ppm 以下	6ppm以下	0.1 mg/m <sup>3</sup> (0.08ppm)以下					

# (3)行政による水質検査

# 井戸水の水質検査(表3-11)

	1.A <del></del> 261.	適合	不適合	検査数中		項目別不適合数(延べ数)						
年度	検査数	施設数	施設数	適合	不適合	一般細菌	大腸菌	塩化物 イオン	全有機炭素 (TOC)	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	その他 (6項目)	
4	30	23	7	23	7	2	4	0	0	0	2	
5	13	9	4	9	4	3	1	0	0	0	0	
6	26	25	1	25	1	1	1	0	0	0	0	

# (4)衛生管理講習会

# 衛生管理講習会(表3-12)

	対象		回 数	:	<b>д</b> — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	受講者数
	刈 家	4年度	5年度	6年度	内容	文舑有奴
1	プール・子ども施設の管理者	-	1	ı	-	-
2	理容所の営業者等	-	1	1	施設の衛生管理について	111
3	美容所の営業者等	-	1	1	施設の衛生管理について	159
4	宿泊施設の営業者等	-	1	1	旅館業・住宅宿泊事業の管理について	23
5	特定建築物の管理者等	_	1	1	空気環境の衛生管理について	47
6	専用水道の管理者等	-	_	1	PFASに関する対策について	31

<sup>\*</sup>令和4年度(2022年度)は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、対面講習を書面講習に代え、事業者へ講習資料の配付を行った。

# (5)苦情と相談

## 内容別相談件数(表3-13)

	• 11-11 11			- *								
	総 数			営 業 関 係	Š	飲料水						
4年度	5年度	6年度	六法 (*)	その他 (特定建築物含む)	住宅宿 泊事業	計	水道法 適用施設	特定小規模 貯水槽水道	特定外小規模 貯水槽水道	飲用に供する 井戸等	計	その他
646	537	475	272 89 33 394			394	35	15	2	27	79	2

<sup>\*</sup>六法:理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法

# (6)室内環境対策

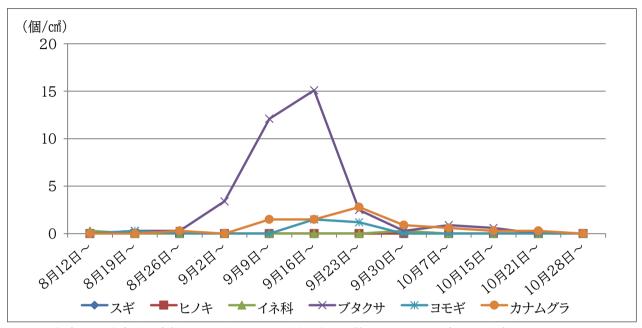
# 内容別相談・調査件数(表3-14)

住まい方相談		総数		有害化学	その他の	アレルギー	生活害虫	悪臭·騒音	その他	
住よい力相談	4年度	5年度	6年度	物質	空気環境	10114-	土伯吉虫	芯矢 被日	ての他	
相談件数	129	178	143	2	1	0	137	1	2	
調査件数	5	9	1	0	1	0	0	0	0	

## (7)飛散花粉数調査

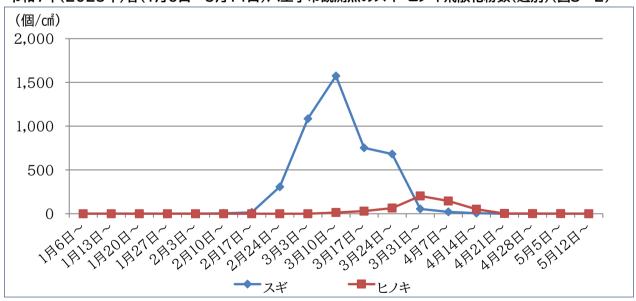
八王子市保健所を観測点として、6種(スギ、ヒノキ、イネ科、ブタクサ、ヨモギ、カナムグラ)の花粉の飛散数を調査した。

# 令和6年(2024年)秋(8月12日~11月3日)八王子市観測点におけるアレルギーとなる飛散花粉数(週別)(図3-1)



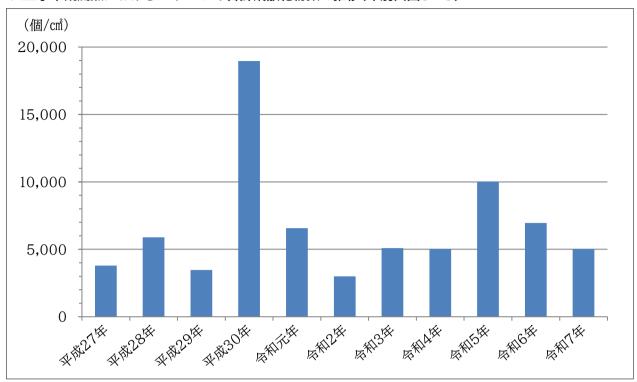
\*令和6年(2024年)秋に実施した調査において、最も多く飛散していたのはブタクサ花粉であった。

## 令和7年(2025年)春(1月6日~5月14日)八王子市観測点のスギ・ヒノキ飛散花粉数(週別)(図3-2)



\*令和7年(2025年)春に実施した調査におけるスギ花粉の飛散状況について、飛散開始日は2月17日であり、スギ花粉飛散数はヒノキ花粉飛散数の約8.8倍であった。

# 八王子市観測点におけるスギ・ヒノキ合計飛散花粉数の推移(年別)(図3-3)



<sup>\*</sup>令和7年(2025年)春のスギ・ヒノキ合計飛散花粉数は、昨年の約7割の5018.6個/cm゚であり、平成27年(2015年)から令和6年(2024年)までの10年平均飛散数の約7割であった。

# 4 食品衛生

飲食物によって起こる食中毒等の危害発生を未然に防止し、食品衛生の向上を図るため、食品衛生法等に基づく営業の許可、これら施設に対する監視指導、市民祭、祭礼等の出店監視を行い、あわせて食品等の収去検査を実施した。また、食品関係営業者等の衛生知識の普及向上を目的に、衛生講習会を実施した。 令和3年(2021年)6月1日に営業計画制度の見直しと営業品出制度の創設が行われ、新たな業種による許可・届出制金の銀行の企業がある。

令和3年(2021年)6月1日に営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設が行われ、新たな業種による許可・届出制度へ移行した。改正前の食品衛生法に基づく業種を表4-1に計上し、改正後の食品衛生法に基づく業種を表4-4、4-5に計上している。

# (1)営業施設、許可数、監視指導件数

# 【改正前】食品衛生法第52条に規定する営業(表4-1)

		4年度末	5年度末	6年度末	営業	許 可		
	区 分	営業所数	営業所数	営業所数	新規	更新	廃業数	監視件数
Ę	<u></u> 計	4,164	3,068	2,123	-	-	945	150
	旅館・ホテル	27	17	12	-	-	5	1
	バー・キャバレー	136	110	73	-	-	37	6
	一般飲食店	2,003	1,481	1,063	-	-	418	48
	民生食堂	-	-	-	-	-	-	-
AL-	すし屋	66	56	38	-	-	18	2
飲	そば屋	55	42	33	-	-	9	-
_	仕出し屋	29	21	16	-	-	5	1
食	弁当屋	108	92	63	-	-	29	2
rt:	そう菜店	74	52	30	-	-	22	7
店	コンビニエンスストア等	2	-	-	-	-	-	-
営	移動	3	2	2	-	-	-	-
呂	臨時	179	118	65	-	-	53	-
業	許可ある集団給食	249	203	143	-	-	60	15
未	自動車	125	87	46	-	-	41	2
	自動販売機	4	2	2	-	-	-	-
	天ぷら船	-	-	-	-	-	-	-
	屋形船	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	3,060	2,283	1,586	-	-	697	84
喫	店舗	51	38	25	-	-	13	1
茶店	自動販売機	194	116	72	-	-	44	-
喫茶店営業	自動車	3	3	1	ı	-	2	-
業	小 計	248	157	98	ı	1	59	1
	パン製造業	116	78	49	-	-	29	2
	生菓子製造業	94	72	48	-	-	24	3
果子	その他の菓子製造業	219	151	112	-	-	39	12
製	移動	-	-	-	-	-	-	-
菓子製造業	臨時	42	33	19	-	-	14	-
	自動車	33	25	18	ı	-	7	1
	小 計	504	359	246	-	-	113	18
あん類製造	5業	1	1	1	-	-	-	1
	ーム類製造業	55	42	30	-	-	12	6
乳処理業		_	-	-	ı	-	-	-
	く取処理業	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造	<b>造業</b>	4	2	2	-	-	-	-
集乳業		_	-	-	-	-	-	-
77.51	専業	-	-	-	-	-	-	-
乳類	ショーケース売り	-	-	-	-	-	-	-
販	自動販売機	-	-	-	-	-	-	-
売業	自動車	-	-	-	-	-	-	-
-1-	小 計	_	-	-	1	-	-	-

		4年度末	5年度末	6年度末	営業	許可	. ایاد عالد	ELIE II W.
	区 分	営業所数	営業所数	営業所数	新規	更新	廃業数	監視件数
食肉処理業	44	9	6	3	-	-	3	1
	一般	83	68	47	-	-	21	13
食肉	包装	-	-	-	-	-	-	-
販	自動販売機	-	-	-	-	-	-	-
食肉販売業	自動車	-	-	-	-	-	-	-
*	小 計	83	68	47	-	-	21	13
食肉製品製	造業	4	3	3	-	-	-	-
魚	一般	80	59	40	-	-	19	9
介類	包装	-	-	-	-	-	-	-
類 販 売	自動車	1	1	-	-	-	1	-
元業	小 計	81	60	40	-	-	20	9
魚介類競り	<u></u> 売り業	-	-	-	-	-	-	-
魚肉練り製	品製造業	5	3	2	-	-	1	2
\$ H 0 \\	冷凍業	13	9	7	-	-	2	3
食品の冷 凍・冷蔵業	冷蔵業	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	13	9	7	-	-	2	3
食品の放射	<b></b>	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水	〈製造業	4	3	3	-	-	-	1
乳酸菌飲料	製造業	-	-	-	-	-	-	-
氷	氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-
雪	自動角氷製造機	-	-	-	-	-	-	-
雪製造業	自動販売機	-	-	-	-	-	-	-
業	小 計	-	-	-	-	-	-	-
氷雪販売業	4	-	-	-	-	-	-	-
<b>企田沖</b> ��	動物性油脂	1	1	1	-	-	-	-
食用油脂 製造業	植物性油脂	3	2	2	-	-	-	-
	小 計	4	3	3	-	-	-	-
マーガリンス	スはショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	-
みそ製造業		-	-	-	-	-	-	-
しょうゆ製造		1	1	1	-	-	-	-
ソース類製		3	3	1	-	-	2	1
酒類製造業		3	1	1	-	-	-	-
豆腐製造業		6	4	3	-	-	1	2
納豆製造業		-	-	-	-	-	-	-
麺類製造業		23	19	15	-	-	4	3
そうざい製	造業	45	35	28	-	-	7	5
	びん詰食品製造業	2	2	2	-	-	-	-
添加物製造	業	6	4	1	-	-	3	-

# 東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業(表4-2)

7	$\triangle$	4年度末	5年度末	6年度末	許可	件数	廃業数	監視件数
	刀 <sup>*</sup>	営業所数	営業所数	営業所数	新 規	更 新	焼未奴	血恍什奴
ふぐ条例営業	ふぐ取扱所	36	34	32	2	_	4	34

# 食鳥検査法に基づく食鳥処理場の施設数、許可、廃業及び監視指導数(表4-3)

区 分	4年度末 営業所数	5年度末 営業所数	6年度末 営業所数	許 可件 数	休止数	廃業数	監視件数
食鳥処理業	1	1	1	ı	ı	1	4

【改正後】食品衛生法第55条に規定する営業(表4-4)

		4年度末	5年度末	6年度末	営 業	許可		
Z	<b>区</b> 分	営業所数	営業所数	営業所数	新規	更新	廃業数	監視件数
合	計	2,190	3,153	4,085	1,065	-	133	1,351
	一般飲食店	1,380	1,941	2,458	613	-	96	773
飲	集団給食	104	164	211	52	-	5	69
	自動車	125	205	296	94	-	3	95
食	簡易	9	8	7	-	-	1	-
店	移動	4	4	4	-	-	-	-
営	臨時	146	231	336	119	-	14	119
	天ぷら船	-	-	-	-	-	-	-
業	屋形船	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	1,768	2,553	3,312	878	-	119	1,056
調理機能を	有する自動販売機	17	33	40	13	-	6	14
食肉販売業	\$4 5	43	54	72	19	-	1	44
魚介類販売	意業	54	66	82	17	-	1	41
魚介類競り	売り営業	-	-	-	-	-	-	-
集乳業		-	-	-	-	-	-	-
乳処理業		-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳揢	<b>幹取処理業</b>	-	-	-	-	-	-	-
処益	一般	7	11	12	1	-	-	4
処 理 関 業	自動車	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	7	11	12	1	-	-	4
食品の放射		-	-	-	-	-	-	-
菓子製造業		180	259	342	87	-	4	108
	ーム類製造業	4	3	4	1	-	-	1
乳製品製造		3	4	5	1	-	-	3
清涼飲料水		6	6	6	-	-	-	2
食肉製品製		3	4	4	1	-	1	2
水産製品製		3	6	8	2	-	-	8
氷雪製造業		-	-	-	-	-	-	-
液卵製造業		-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製		2	3	3	-	-	-	1
	ようゆ製造業	-	-	-	-	-	-	-
酒類製造業		3	7	8	1	-	-	1
豆腐製造業		5	6	7	1	-	-	8
納豆製造業		1	1	1	-	-	-	-
麺類製造業		9	11	13	2	-	-	4
そうざい製	-	52	80	102	23	-	1	30
	ざい製造業	1	1	2	1	-	-	1
冷凍食品製		-	1	1	-	-	-	-
複合型冷凍	<b>食品製造業</b>	-	-	-	-	-	-	-
漬物製造業	¥	11	15	21	6	-	-	6
密封包装食	<b>全品製造業</b>	9	16	22	6	-	-	6
食品の小分	け業	7	9	11	2	-	-	5
添加物製造	5業	2	4	7	3	-	-	6

【改正後】食品衛生法57条に規定する営業等(表4-5)

		区 分	4年度末	5年度末	6年度末	届出件数	廃業数	監視件数
			営業所数	営業所数	営業所数			
	1	合 計	2,395	2,519	2,673	425	271	187
	旧	魚介類販売業(包装)	121	83	71	1	13	5
	許 可	食肉販売業(包装)	151	114	98	1	17	7
	世業	乳類販売業	456	412	387	3	28	15
	営業種で	氷雪販売業	2	2	2	_	-	_
	あっ	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	233	280	282	60	58	_
	た	小 計	963	891	840	65	116	27
		弁当販売業	24	27	28	8	7	_
		野菜果物販売業	60	71	76	7	2	6
		米穀類販売業	23	24	24	2	2	5
		通信販売·訪問販売	8	7	7	_	-	_
	睛	コンビニエンスストア	218	236	243	15	8	22
	販 売 業	百貨店、総合スーパー	106	114	116	22	20	44
営	業	自動販売機による販売業(コップ式 自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及 び営業許可の対象となる自動販売機 を除く。)	206	215	242	35	8	-
عالد		その他食料・飲料販売業	408	502	627	217	92	48
業		小計	1,053	1,196	1,363	306	139	125
届		添加物製造・加工業(法第13条第1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	-	I	ı	ı	I	-
出		いわゆる健康食品の製造・加工業	5	7	6	_	1	3
علاد	製	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	19	33	45	14	2	1
業	製造	農産保存食料品製造・加工業	3	3	4	1	-	1
	+n	調味料製造·加工業	7	12	12	1	1	1
種	加 工	糖類製造·加工業	-	_	-	_	_	_
	業	精穀·製粉業	10	10	11	1	-	1
		製茶業	8	11	11	-	-	_
		海藻製造·加工業	_	_	-	_		_
		卵選別包装業	3	2	2	_	-	_
		その他食料品製造・加工業	29	37	50	16	3	4
		小計	84	115	141	33	7	11
		行商	11	17	17	_	_	_
	上 記	集団給食施設	262	275	284	14	5	21
	記以外	器具容器包装の製造・加工業 (合成樹脂製に限る)	4	4	5	1	_	-
	がの 露店、仮設店舗等における飲食の提供うち、営業とみなされないもの   の その他   小 計		1	1	1	4	4	-
			12	14	15	1	_	3
			290	311	322	20	9	24
		計	2,390	2,513	2,666	424	271	187
	公衆衛生に	こ与える影響が少ない営業	5	6	7	1	_	_

# (2)食品検査等

## ア 収去検査

食品衛生法第28条の規定に基づき、市内に流通する食品の安全を確認するために食品の収去検査を実施した。

# 食品別収去検査(表4-6)

	項目	1	合 訁	ł	Ž	細菌検査	ž	,	化学検査	Ĩ
食品分类		合計	良	不良	合計	良	不良	合計	良	不良
4年度総	数	167	167	-	94	94	-	73	73	-
5年度総	数	171	171	-	104	104	-	67	-	
6年度総	数	157	157	-	96	96	-	61	61	-
魚介	魚介類	4	4	-	4	4	-	-	-	-
類等	魚介類加工品	9	9	-	4	4	-	5	5	-
	無加熱摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-
冷凍	凍結前加熱済·加熱後摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品	凍結前未加熱·加熱後摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肉·卵類	及びその加工品	8	8	-	6	6	-	2	2	-
	牛乳・加工乳・その他の乳	1	1	-	-	-	-	1	1	-
乳・	乳製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳類等	乳類加工品	-	-	_	_	-	_	-	-	-
	アイスクリーム類・氷菓	2	2	-	2	2	-	-	-	-
農産	穀類及びその加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
物等	野菜類・果物及びその加工品	19	19	-	10	10	-	9	9	-
菓子類		19	19	-	13	13	-	6	6	-
	清涼飲料水	16	16	-	8	8	-	8	8	-
飲料・ 氷雪・	酒精飲料	-	-	_	-	-	-	-	-	-
水当,	氷雪	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	缶詰・びん詰	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	調味料	5	5	-	-	-	-	5	5	-
の食品	そうざい類及びその半製品	58	58	-	41	41	-	17	17	-
	上記以外の食品	16	16	-	8	8	-	8	8	-
沃加州	別表第1の添加物及び製剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添加物	その他添加物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四日冬	器具及び容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器具等	おもちゃ	-	-	-	-	-	-	-	-	-

# \*検査項目について

細菌検査

一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、セレウス菌、腸管出血性大腸菌等化学検査

保存料、甘味料、着色料、漂白剤、残留農薬、酸化防止剤、アレルギー物質等ただし、検査対象品目により検査項目は異なります。

## イ 食品・器具・手指の検査

食中毒の発生しやすい夏期を中心に、飲食店営業(すし屋、弁当屋等)や食肉販売業、魚介類販売業などに立入調査を行い「手指」などの細菌汚染状況を検査する。また、検査を実施した事業者には衛生講習会を実施し、検査結果に基づき衛生指導等を行う。

# 食品・器具・手指の検査(表4-7)

年度	区	分	検査数	細菌	検 査	化 学	検 査
十尺	<u> </u>	)J	快 且 奴	良	不 良	良	不 良
4	総	数	-	1	1	1	-
5	総	数	198	188	10	-	-
	総	数	136	130	6	1	-
		手指	68	63	5	ı	-
6	内	調理器具	68	67	1	-	-
	訳	食品	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-

<sup>\*</sup>令和4年度(2022年度)は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。

## (3)食中毒

# ア 食中毒発生状況

令和6年度(2024年度)は8件の食中毒事件が発生した。

## 食中毒発生状況(表4-8)

	総 数 内 訳													
4年度	5年度	6年度	発生年月日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数/喫食者数							
			令和6年6月21日	不明	刺身(推定)	アニサキス I 型第三期幼虫 Anisakis simplex sensu stricto	1名/1名							
			令和6年7月13日	家庭	マルソウダ、アジの刺 身	Anisakis simplex sensu stricto	1名/4名							
			令和6年7月21日	家庭	カツオの刺身、イサ キ及びアジのなめろ う	アニサキス I 型第三期幼虫 Anisakis simplex sensu stricto	1名/2名							
4件	7件	8件	令和6年8月10日	不明	不明	カンピロバクター・ジェジュニ	3名/不明							
#IT	717	OIT	令和7年1月16日	不明	しめ鯖(推定)	アニサキス I 型第三期幼虫 <i>Anisakis simplex sensu</i> <i>stricto</i>	1名/不明							
										令和7年1月28日	飲食店営業	当該施設が調理、提 供した食事	カンピロバクターHS19	3名/不明
			令和7年2月23日	飲食店営業	当該施設が調理、提 供した食事	ノロウイルスGⅡ.17	43名/不明							
		令和7年3月		飲食店営業	当該施設が調理、提供した食事	カンピロバクター・ジェジュニ	15名/不明							

## イ 食中毒関連調査

食中毒等の関連調査として他自治体からの依頼により患者調査等を行った。

## 食中毒関連調査(表4-9)

ſ					調査対	寸 象 数	Ţ	検	査 件	数
		事件数		患 者 関 係					且 什	奴
				総数	発 病	状 況	施設関係	総 数	病因菌植	<b>食出状況</b>
	4年度	5年度	6年度	<b>沁心 女</b> 人	非発病	発 病		<b>州心 女</b> 人	不検出	検 出
	26	27	36	40	20	20	13	16	6	10

# (4)苦情・相談等

# 苦情処理件数(表4-10)

					苦	信	i l	力	容			
年度	件数	異味	異物	腐敗	カビの	食品の	有症	表示	施設	変色	変質	その他
		異臭	混入	変敗	発 生	取扱い	有從	2八//	設備	夕巳	夕貝	ての利因
4	138	7	22	1	3	19	54	11	16	-	-	5
5	152	3	22	4	2	13	71	7	18	_	-	12
6	157	5	22	3	2	9	87	6	12	-	-	11

<sup>\*</sup>食品衛生業務報告書に記載した件数

## 相談件数(表4-11)

	合 計	処理の内容			
4年度	5年度	6年度	電話処理	窓口処理	
17,458	12,852	14,963	8,945	6,018	

# (5)講習会

食品衛生実務講習会は、施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者、許可不要の集団給食等の管理責任者を対象とした講習会である。

食品衛生実務講習会(A)は、保健所がテーマを企画した特別講習会で講習時間が2時間以上の講習会である。食品衛生実務講習会(B)は、許可更新時講習会、業態別講習会等として保健所等で実施する講習会で講習時間が1時間以上の講習会である。また、消費者等にも、食品衛生の情報提供の場として講習会を実施した。

## 講習会開催状況(表4-12)

P)	· i   / *//	70 ( 24	– /			
年度	区	分	食品衛生実務講習会(A)	食品衛生実務講習会(B)	その他(消費者等)	合計
1	口	数	1	16	ı	17
4	受講	者数	301	385	ı	686
5	口	数	2	29	3	34
5	受講	者数	486	605	84	1,175
6	口	数	2	25	2	29
6	受講	者数	342	709	29	1,080

## (6)調理師・製菓衛生師免許

調理師・製菓衛生師免許申請数(表4-13)

年度		区 分	調理師	製菓衛生師
4		総数	175	9
5		総数	156	16
		総数	151	13
6	内	免許申請	123	12
		免許証書換交付申請	8	1
	訳	免許証再交付申請	20	ı

## (7)縁日・祭礼等の一斉監視

## 縁日・祭礼等の一斉監視件数(表4-14)

年度	回 数	件数
4	7	575
5	7	1,130
6	7	1,138

#### (8)化製場等

「化製場等に関する法律」及び「動物質原料の運搬に関する条例」に基づき、化製場等の監視指導を行った。

# 化製場等及び苦情処理件数(表4-15)

年度	区分	総数	化製場等	動物質原料 運搬業	動物質原料 運搬容器数
4	年度末施設数等	1	ı	1	6
4	施設に関する苦情処理件数	_	-	-	-
5	年度末施設数等	1	-	1	6
J	施設に関する苦情処理件数	ı	-	-	-
6	年度末施設数等	1	-	1	6
	施設に関する苦情処理件数	-	-	-	-

#### (9)保健栄養

健康増進法に基づき、特定給食施設に対して適切な栄養管理ができるように必要な指導・助言やスキルアップ・情報提供等を目的とした講習会を開催した。

また、食品表示法の保健事項や健康増進法の虚偽誇大表示禁止に係る監視指導及び相談業務を実施するとともに収去検査実施した。

# ア 特定給食施設指導

健康増進法に基づく特定給食施設\*1(児童福祉施設、病院、社会福祉施設、事業所等)に対して、施設特性に応じた栄養効果の十分な給食が実施され、喫食者の健康増進が図られるよう、個別指導(来所、電話、巡回)及び集団指導として栄養管理講習会を9回、情報交換会を3回開催した。

# 給食施設数(表4-16)

年度	総数	学校	病院	介護老人保健	介護医療院	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	矯正施設	寄宿舎	事業所	給食センター	その他
4	406	119	33	8	2	41	111	12	1	16	30	1	32
5	405	120	33	8	2	41	111	12	1	16	29	1	31
6	397	119	30	8	1	40	112	12	1	16	27	0	31

<sup>\*1</sup> 特定給食施設とは(健康増進法第20条第1項、健康増進法施行規則第5条)

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生 労働省令で定めるものをいう。施行規則においては、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設 をいう。

上記の特定給食施設に該当しない施設についても、「その他の給食施設」として特定給食施設に準じて指導及び助言等を行っている。(上表の給食施設数は特定給食施設とその他の給食施設を合わせた数値を計上)

# 給食施設指導状況(表4-17)

	710-2-0//					
				特定給	食施設	その他の給食施設
年 度	種 別	区分	総数	1回100食以上又 は1日250食以上	1回300食以上又 は1日750食以上	1回100食未満又は 1日250食未満
		個別指導延べ施設数	316	178	45	93
4	総数	(再掲)巡回指導	31	14	4	13
4	小心 女人	集団指導 実施回数	10	-	-	-
		延べ施設数	344	205	23	116
		個別指導延べ施設数	355	221	40	94
5	総数	(再掲)巡回指導	37	25	3	9
	小心 女人	集団指導 実施回数	12	_	_	-
		延べ施設数	506	299	36	171
		個別指導延べ施設数	274	186	31	57
6	総数	(再掲)巡回指導	23	14	1	8
٥	小心 女人	集団指導 実施回数	11	-	-	-
		延べ施設数	496	311	39	146

# 栄養管理講習会実施状況(表4-18)

	開催日	対象	テーマ	講 師 名	参 加施設数	参 加人 数
1	5月2日	全給食施設	(1)食品衛生について (2)給食施設の栄養管理、提出書類	(1)食品衛生監視員 (2)栄養指導員	96	97
2	6月6日	児童福祉施設等	守ろう! 園児の歯と口の健康を 〜健やかな発達への次の一歩となる"むし歯予防"とは〜	昭和大学 歯学部 小児成育歯科学講座 客員教授 井上 美津子 氏	32	35
3	7月19日	全給食施設	給食施設の食物アレルギー対応	別府大学 食物栄養科学部 教授 高松 伸枝 氏	45	46
4	8月6日	児童福祉施設等	小1ギャップをなくそう!	(1)公立小学校栄養士 (2)公立保育園栄養士	39	39
5	9月20日	全給食施設	対人関係をポジティブに転換する 思わず心が動く「コンフリクト・マネジメント」	山梨大学大学院 総合研究部医学域 医療安全学講座 教授 荒神 裕之氏	45	45
6	10月10日	全給食施設	写真撮影の極意	株式会社トーキョー・テンダー・テーブル 代表取締役 小林 丈史氏	39	39
7	11月25日	全給食施設	(1)腸管出血性大腸菌について (2)八王子市の食を通じた取り組みについて (3)安心安全な食事を提供するために	(1)感染症対策担当 (2)栄養指導員 (3)食品衛生監視員	91	91
8	12月12日	病院·高齡者施設	口腔ケアと在宅栄養	(1)保健総務課 歯科医師 (2)高齢者いきいき課 職員 (3)医療法人社団 永生会 大澤 美香氏	20	21
9	1月17日	全給食施設	日本人の食事摂取基準(2025年版)改定のポイント	女子栄養大学 栄養学部 教授 上西 一弘氏	-	224
10	2月26日	児童福祉施設等	給食施設における栄養士の役割 〜食育と保護者支援〜	相模女子大学 栄養科学部 健康栄養学科 教授 堤 ちはる氏	36	36

# 情報交換会実施状況(表4-19)

	開催日	対象	テーマ	講 師 名	参 加施設数	参加人数
1	3月6日	児童福祉施設等	帳票類について	栄養指導員	15	15

# イ 栄養表示及び虚偽誇大表示の禁止に係る普及啓発及び監視指導

飲食店等の食品関係業者に対して、食品表示法に基づく栄養成分表示等の保健事項について普及啓発及び虚偽誇大表示禁止に係る監視指導を行った。また、食品表示法及び健康増進法に基づく収去検査を実施した。

# 栄養表示・飲食店指導(表4-20)

年 度	区分	業 者 指 導(件数)
十 戊		食品関係業者等
	個別指導延べ施設数	65
4	(再掲)巡回指導	35
4	集団指導 実施回数	0
	延べ施設数	0
	個別指導延べ施設数	10
5	(再掲)巡回指導	10
	集団指導 実施回数	0
	延べ施設数	0
	個別指導延べ施設数	15
6	(再掲)巡回指導	15
	集団指導 実施回数	0
	延べ施設数	0

# 虚偽誇大表示禁止に係る監視指導(表4-21)

年 度	立入件数	指導品目数
4	1	0
5	2	0
6	2	7

# 収去検査(表4-22)

年 度	検査種類	検体数	良	不適正疑い	備考
1	栄養成分表示	3	1	3	市内事業者へ確認指導を行った。
4	栄養強調表示	4	3	1	所管する自治体へ情報回付を行った。
5	栄養成分表示	4	4	0	
ວ	栄養強調表示	2	2	0	
6	栄養成分表示	2	2	0	
6	栄養強調表示	5	5	0	

# 5 動物衛生

# (1)狂犬病予防・動物愛護

狂犬病予防のために、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事業を実施し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取り組みとして、動物飼養にかかわる指導、相談、苦情対応及び犬・猫等の引取り、保護収容を実施した。

# 犬の登録と狂犬病予防注射(表5-1)

年度	登録数(新規·転入)	抹消数(死亡·転出)	年度末登録数	狂犬病予防注射接種数
4	5,220	4,695	27,849	20,434
5	6,213	5,779	28,283	20,329
6	5,348	4,676	28,955	20,978

<sup>\*</sup>令和4年度(2022年度)より狂犬病予防法の特例制度(マイクロチップ)による登録が開始

## 犬・猫の引取り及び処分の状況(表5-2)

	犬								猫					
年	引取	引取り数 返 譲 殺処分数 引取り				り数	返	譲	殺処分数					
度	飼い主 から	所有者 不明	漫数	渡数	①譲渡が 適切でない	②飼養できる動物	③引取り 後の死亡	飼い主 から	主 所有者		渡数	①譲渡が 適切でない	②飼養で きる動物	③引取り 後の死亡
4	10	19	15	1	11	0	1	0	98	0	98	0	0	0
5	0	18	16	1	0	0	0	0	60	0	60	0	0	0
6	0	9	5	3	0	0	0	0	72	0	72	0	0	0

<sup>\*</sup>殺処分数の①譲渡が適切でないは、治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等と判断された動物

# 負傷動物等の収容及び処分の状況(表5-3)

				犬						 猫			その	D他
<i>F</i> :	負		- 1		殺処分数		負		譲渡	7,4	殺処分数			
年度	傷収容数	返還数	譲渡数	①譲渡が適切でない	②飼養で きる動物	③引取り 後の死亡	傷収容数	容数		①譲渡が適切でない	②飼養で きる動物	③引取り 後の死亡	収容数	処分数
4	3	2	1	0	0	0	4	0	0	2	0	2	0	0
5	1	0	1	0	0	0	6	0	1	1	0	4	0	0
6	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0	0

<sup>\*</sup>殺処分数の①譲渡が適切でないは、治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等と判断された動物

# 動物による事故及び苦情件数(表5-4)

		動物に。	はる事故	
	;	犬	そ(	の他
年度	犬数	被害者数	動物数	被害者数
4	42	42	1	1
5	29	29	0	0
6	36	34	0	0

							=======================================	5情相:	談等処	理件数							
					犬								猫				
左					内	訳							内	訳			
年度	総数	放浪	拾得	負傷	放し飼い	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	総数	拾得	負傷	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	その他
4	295	14	12	4	20	175	0	42	28	214	24	26	41	2	6	115	8
5	298	23	21	1	14	189	1	31	18	136	21	25	21	3	1	65	6
6	337	18	18	1	20	177	2	64	37	161	25	20	20	3	0	93	9

# (2)動物愛護の推進

例年、適正飼養の普及啓発としての講演会や、八王子市動物愛護推進員による、小学生低学年を対象にした動物愛護教育である「いのちの教育」の実施、また、動物愛護推進員の活動に対する協議や動物衛生業務に関して総合的な見地から意見聴取を行う八王子市動物愛護推進協議会を開催した。

普及啓発事業実施回数(表5-5)

	年度	適正飼養講習会	いのちの教育	地域猫説明会	猫のボランティア講演会
ľ	4	1	3	1	1
I	5	1	6	1	1
I	6	1	9	1	1

## 八王子市動物愛護推進員活動実績(表5-6)

年度	内容							
4	八王子市動物愛護推進員連絡会2回、いのちの教育講師3回、しつけ教室、動物教室、 わんわんパトロール等の啓発活動、普及啓発資材の作成、飼い方相談、飼い主への助言、 動物に関する相談対応等							
5	八王子市動物愛護推進員連絡会2回、いのちの教育講師6回、しつけ教室、動物教室、 わんわんパトロール等の啓発活動、普及啓発資材の作成、飼い方相談、飼い主への助言、 動物に関する相談対応、迷い犬猫の保護等							
6	八王子市動物愛護推進員連絡会1回、いのちの教育講師9回、しつけ教室講師、動物教室講師、 わんわんパトロール等の啓発活動、普及啓発資材の配布、飼い方相談、飼い主への助言、 動物に関する相談対応、迷い犬猫の保護等							

## 八王子市動物愛護推進協議会(表5-7)

	The state of the s										
年度	会議	人数	協議会開催日	内容							
4	第四期第3回	9名	8月9日	・飼い主のいない猫対策について							
	第四期第4回	8名	2月17日	・飼い主のいない猫対策について ・第四期のまとめについて							
5	第五期第1回	10名	8月17日	・動物愛護推進員について ・本市の動物愛護関連事業について ・災害時のペット対策について							
	第五期第2回	10名	3月22日	・動物愛護推進員の活動について ・動物愛護推進員の人材確保及び育成について							
6 第五期第3回 <b>9名</b> 3月13日 ・「いのちの教育」について ・八王子市と動物愛護推進員の連携による啓発・東京都動物愛護推進員の活動状況について		・八王子市と動物愛護推進員の連携による啓発活動について									

# (3)飼い主のいない猫(野良猫)対策

飼い主のいない猫に関する問題に対応するため、「飼い主のいない猫(野良猫)の不妊去勢手術助成金制度」を実施した。

# 飼い主のいない猫(野良猫)の不妊去勢手術助成金制度交付実績(表5-8)

区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	単価	件数	助成額	単価	件数	助成額	単価	件数	助成額
不妊手術	7,000円	194件	1,358,000円	7,000円	112件	784,000円	7,000円	120件	840,000円
去勢手術	4,000円	180件	720,000円	4,000円	130件	520,000円	4,000円	103件	412,000円
計		374件	2,078,000円	計	242件	1,304,000円	計	223件	1,252,000円